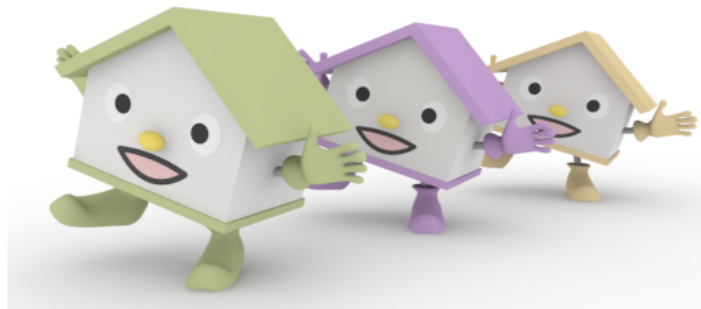




株式会社耐震プロ



- HOME
- アンケート
- 掲載希望事業者募集
- フレンド会員募集
- パートナー会員募集
- 漫画(すまい給付金)
- ご挨拶
- 事業者様の紹介サイト
- お問い合わせ

中古住宅の購入を考えている貴方・・・築 20 年超の建物でもそれより新しい住宅と同じように住宅政策の恩恵を受けられる可能性が有ります。それはとても大きな特典です。

購入者が知らないと損をする・・・その1

住宅ローン減税

13 年間で最大 **456 万円** 控除されます。

個人間売買の場合は 10 年間で 200 万円迄。

購入者が知らないと損をする・・・その2

不動産取得税や登録免許税が**減額**されます。

建物所有権移転: 2.0%が 0.3%に 抵当権設定: 0.4%が 0.1%になります。
住宅を取得した場合の不動産取得税の税率を 3%に軽減 (本則: 4%)。
(昭和 57 年 1 月 1 日以降の新築であれば耐震基準適合証明書は不要。)

固定資産税(建物)が 1 年間半額になります。(耐震改修促進税制)

昭和 57 年 1 月 1 日以前から存在する住宅であること。
現行の耐震基準に適合する耐震改修であること。
耐震改修の費用が 50 万円以上であること。

購入者が知らないと損をする・・・その3

親や祖父母からの援助金である贈与税が**非課税**になります。



営業マンが知らないと損をする・・・その1

紹介手数料として **10%**が支払われます。

営業マンが知らないと損をする・・・その2

営業スキルが上がり営業トークも向上します。

営業マンが知らないと損をする・・・その3

お客様の満足や感謝を得る事が出来ます。



そしてお客様は安心と安全を得る事が出来、営業マンは思いやりの有る優しい営業が出来ます。

消費税率10%への引上げ後の住宅取得に メリットが出る支援策を用意!



正しく知って
賢く使おう!

【消費税率の引上げに伴う4つの支援策】

併用可能です！
※併用可能な支援策

- 1 住宅ローン減税の控除期間が3年延長**
(建物購入価格の消費税2%分減税(最大))
- 2 すまい給付金が最大50万円に
対象者も拡充** (収入に応じて10万~40万円の増額)
- 3 新築最大35万円相当、リフォーム最大30万円相当
次世代住宅ポイント制度**
- 4 贈与税非課税枠は最大3,000万円に拡大**
(現行は最大1,200万円)

1 住宅ローン減税の 控除期間が 3年延長

(建物購入価格の消費税
2%分減税(最大))

概要
現行の住宅ローン減税について、控除期間を3年間延長(10年→13年)適用年の11~13年目までの各年の控除限度額は、以下のいずれか小さい額
・住宅借入金等の年末残高(4,000万円※を限度)×1%
・建物購入価格(4,000万円※を限度)×2/3% (2%+3年)
※長期優良住宅や低炭素住宅の場合:
借入年末残高の上限:5,000万円、建物購入価格の上限:5,000万円

対象者
消費税率10%が適用される新築・中古住宅の取得、リフォームで、2020年12月末までに入居した方

●お問合せ先
お近くの税務署へ

3 新築最大35万円相当 リフォーム最大30万円相当 次世代住宅ポイント制度

概要
一定の省エネ性、耐震性、バリアフリー性能を満たす住宅や家事負担の軽減に資する住宅の新築やリフォームに対し、商品と交換可能なポイントを付与

対象者
消費者・子育て世帯がリフォームを行う場合にポイントの特例あり

対象者
消費税率10%が適用される新築住宅の取得、リフォームで、2020年3月末までに契約の締結等をした方

●お問合せ先 次世代住宅ポイント事務局
0570-001-339
受付: 9時~17時 / 土日・祝日 / PHS等一部のIP電話からは042-303-1553

【4つの支援策 それぞれの要点】

2 すまい給付金が 最大50万円に 対象者も拡充

(収入に応じて10万~40万円の増額)

概要
所得制限の緩和による対象者の拡充(収入額(目安)で、現行の510万円以下が775万円以下に)
給付額が現行の最大30万円から最大50万円に引上げ

対象者
消費税率10%が適用される新築・中古住宅の取得で、2021年12月末までに引渡しを受け、入居した方
※住宅ローン利用/現金取得のいずれの場合も対象

●お問合せ先 すまい給付金事務局
http://sumai-kyufu.jp
0570-064-186
受付: 9時~17時 / 土日・祝日 / PHS等一部のIP電話からは045-330-1904

4 贈与税非課税枠は 最大3,000万円 に拡大

概要
父母や祖父母等の直系尊属から、住宅取得資金の贈与を受けて住宅を取得した場合、贈与税が最大3,000万円まで非課税

対象者
消費税率10%が適用される新築・中古住宅の取得、リフォームで、2019年4月から2020年3月末までに契約を締結した方

●お問合せ先
お近くの税務署へ

(注)②~④を住宅ローン減税と併用する場合、交付額や受贈額を住宅の取得価額等から差し引く必要がある場合があります。

耐震基準適合証明書を取得しましょう。

耐震基準適合証明書の発行

48,000円・・・確認済証(仕様書と壁量の確認出来る平面図)有
現場調査の上、耐震基準である評点1.0以上

耐震診断+耐震基準適合証明書の発行

98,000円・・・耐震基準である評点1.0以上

耐震診断+補強計画+耐震基準適合証明書の発行

148,000円・・・耐震基準である評点1.0未満

耐震診断+補強計画+瑕疵担保責任保険(適合証明書+保険付保証書)

198,000円(~125㎡の場合)

インスペクション+瑕疵担保責任保険(保険付保証書)

158,000円(~125㎡の場合)

インスペクション・・・48,000円

耐震基準である評点1.0に満たない場合は、耐震補強工事が必要と成ります。

現在耐震診断の対応地域は、大阪府下、奈良県、京都府です。

今後対応地域を広げていく予定です。

随時可能地域をお知らせします。



住宅ローン減税制度利用の要件 (国土交通省 すまいの給付金より)

! ここがポイント!

- 自ら居住すること
- 床面積が 50m² 以上であること
- 中古住宅の場合、耐震性能を有していること
- 借入期間や年収についても要件あり

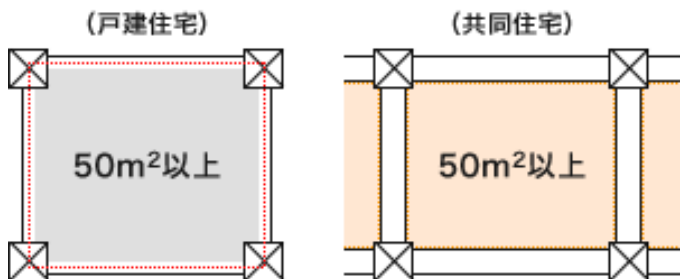
自ら居住すること

住宅ローン減税を受けられるのは「居住の用に供した場合」とされています。また、住宅の引渡し又は工事の完了から 6 ヶ月以内に、減税を受けようとする者が自ら居住する必要があり、居住の実態は住民票により確認することとなります。このため、別荘などのセカンドハウスや賃貸用の住宅は対象となりません。

床面積が 50m² 以上であること

対象となる住宅の床面積が 50m² 以上であることが要件となっています。この床面積の測定方法は不動産登記上の床面積と同じであり、戸建住宅の場合は壁心、共同住宅の場合は内法により測定することとなっています。

床面積の測り方



【不動産登記規則】

(建物の床面積)

第百十五条 建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線（区分建物にあっては、壁その他の区画の内側線）で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。

耐震性能を有していること（中古住宅の場合）

新築住宅は現在の建築基準法に基づき設計され、建築確認を受けていますが、中古住宅の場合、建築年代によっては現行の耐震基準を満たしていない場合があります。このため、中古住宅を購入する場合に住宅ローン減税を受けるためには、耐震性能を有していることを別途確認する必要があります。次のいずれかに適合することが要件となります。

ア：築年数が一定年数以下であること

- 耐火建築物以外の場合（木造など）：20年以内に建築された住宅であること
- 耐火建築物※の場合：25年以内に建築された住宅であること

※鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造など

イ：以下のいずれかにより現行の耐震基準に適合していることが確認された住宅であること

A. 耐震基準適合証明書

国土交通大臣が定める耐震基準に適合していることについて、建築士等が証明したもの

B. 既存住宅性能評価書（耐震等級1以上）

既存住宅性能評価において、耐震等級1以上が確認されたもの

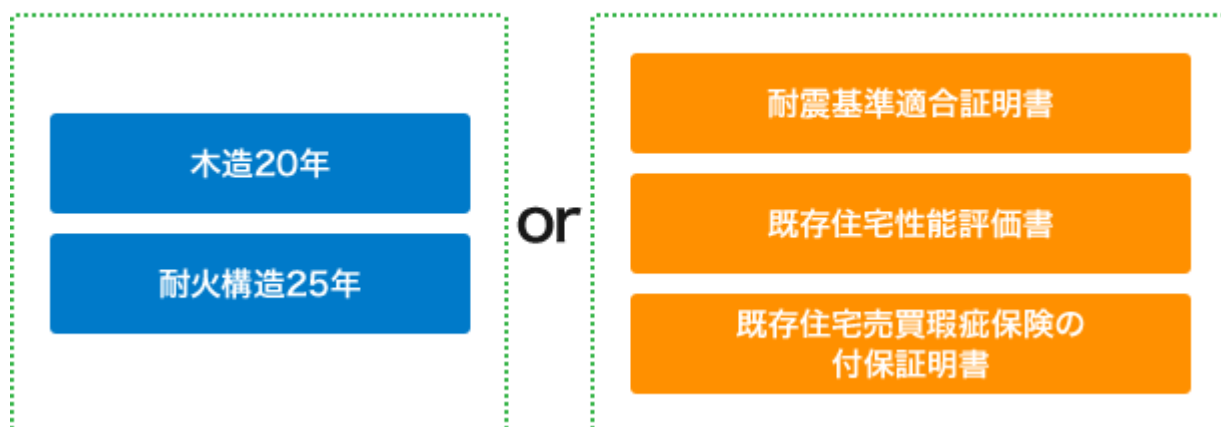
C. 既存住宅売買瑕疵保険に加入

住宅瑕疵担保責任保険法人による中古住宅の検査と保証がセットになった保険（既存住宅売買瑕疵保険）に加入していること。同保険への

加入には現行の耐震基準に適合していることが要件とされている。【平成25年度税制改正により追加】

[既存住宅売買瑕疵保険とは？](#)

<中古住宅の耐震性の要件>



【既存住宅売買瑕疵保険】

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づき国土交通大臣から指定を受けた住宅専門の保険会社（保険法人）が引き受ける保険であり、「既存住宅売買瑕疵保険」は、中古住宅についての欠陥を保証する保険です。なお、宅建業者による買取再販型と、個人間売買型の二種類の保険商品があります。

その他の主な要件

- 借入金の償還期間が 10 年以上であること
- 合計所得金額が 3000 万円以下であること（3000 万円を超える年は住宅ローン控除が利用できない）
- 増改築等の場合、工事費が 100 万円以上であること
-



耐震基準適合証明書がない場合の贈与税の計算

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

1. 税金の掛からない範囲

基礎控除額・・・110 万円

1/1 から 12/31 までの1年間で貰った額(複数の場合はその合計金額)

2. 税額計算の仕方

$$\text{贈与を受けた財産の合計額} - \text{基礎控除額 110万円} = \text{課税価格}$$

■ 贈与税の税率表

課税価格	一般税率 (一般贈与財産)※	特例税率 (特例贈与財産)※
200 万円以下	10%	10%
200 万円超～300 万円以下	15%	15%
300 万円超～400 万円以下	20%	
400 万円超～600 万円以下	30%	20%
600 万円超～1000 万円以下	40%	30%
1000 万円超～1500 万円以下	45%	40%
1500 万円超～3000 万円以下	50%	45%
3000 万円超～4500 万円以下	55%	50%
4500 万円超～		55%

※暦年課税の場合において、直系尊属(父母や祖父母など)からの贈与により財産を取得した受贈者(財産の贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者に限り、)については、「特例税率」を適用して税額を計算します。この特例税率の適用がある財産のことを「特例贈与財産」といいます。また、特例税率の適用がない財産(「一般税率」を適用する財産)のことを「一般贈与財産」といいます。



耐震基準適合証明書を取得した場合

■住宅取得等資金の非課税が適用されます

1. 概要

平成27年1月1日から平成33年12月31日までの間に、父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等（以下「新築等」といいます。）の対価に充てるための金銭（以下「住宅取得等資金」といいます。）を取得した場合で、一定の要件を満たすときは、次の表の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります（以下このページにおいて、この特例を「新住宅非課税」といいます。）。

(1) 下記(2)以外の場合

住宅用の家屋の新築等に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
平成27年12月31日まで	1,500万円	1,000万円
平成28年1月1日から 平成32年3月31日まで	1,200万円	700万円
平成32年4月1日から 平成33年3月31日まで	1,000万円	500万円
平成33年4月1日から 平成33年12月31日まで	800万円	300万円

(2) 住宅用家屋の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合

住宅用の家屋の新築等に係る契約の締結日（注3）	省エネ等住宅	左記以外の住宅
平成31年4月1日から 平成32年3月31日まで	3,000万円	2,500万円
平成32年4月1日から 平成33年3月31日まで	1,500万円	1,000万円
平成33年4月1日から 平成33年12月31日まで	1,200万円	700万円

(注1)

受贈者ごとの非課税限度額は、新築等をする住宅用の家屋の種類ごとに、受贈者が最初にこの特例の適用を受けようとする住宅用の家屋の新築等に係る契約の締結日に応じた金額となります。

また、既にこの特例の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合には、その金額を控除した残額が非課税限度額となります。ただし、上記(2)の表における非課税限度額は、平成31年3月31日までに住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結し、既にこの特例の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合でも、その金額を控除する必要はありません。

なお、平成31年4月1日以後に住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結してこの特例の適用を受ける場合の受贈者ごとの非課税限度額は、上記(1)及び(2)の表の金額のうちいずれか多い金額となります。

(注2)

個人間の売買で、建築後使用されたことのある住宅用の家屋(中古住宅)を取得する場合には、原則として消費税等がかかりませんので上記(2)の表には該当しません。

(注3)

この特例の適用を受けるためには、平成33年12月31日までに贈与により住宅取得等資金を取得するだけでなく、住宅用の家屋の新築等に係る契約を同日までに締結している必要があります。

2. 受贈者の適用要件

次のいずれにも該当する必要があります。

イ. 贈与を受けた時に贈与者の直系卑属(贈与者は受贈者の直系尊属)であること

(注) 配偶者の父母(又は祖父母)は直系尊属には当たりませんが、養子縁組をしている場合は直系尊属に当たります。

ロ. 贈与を受けた年の1月1日において、20歳以上であること

ハ. 贈与を受けた年の年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円以下であること

ニ. 平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがないこと

ホ. 自己の配偶者、親族などの一定の特別の関係がある人から住宅用の家屋の取得をしたものではないこと、又はこれらの方との請負契約等により新築若しくは増改築等をしたものではないこと

ヘ. 贈与を受けた年の翌年3月15日までに、住宅取得等資金の全額を充てて住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等を行うこと

(注) 受贈者が「住宅用の家屋」を所有する(共有持分を有する場合も含まれます。)ことにならない場合は、この特例の適用を受けることはできません。

ト. 贈与を受けた時に日本国内に住所を有していること

(注) 贈与を受けた時に日本国内に住所を有しない人であっても、次のA又はBのいずれかに該当する場合は対象となります。

A 贈与を受けた時に受贈者が日本国籍を有しており、かつ、受贈者又は贈与者がその贈与前5年以内に日本国内に住所を有していたこと

B 贈与を受けた時に受贈者が日本国籍をしていないが、その贈与を受けた時に贈与者が日本国内に住所を有していたこと

チ. 贈与を受けた年の翌年3月15日までにその家屋に居住すること又は同日後遅滞なくその家屋に居住することが確実であると見込まれること

(注) 贈与を受けた年の翌年12月31日までにその家屋に居住していないときは、この特例の適用を受けることはできませんので修正申告が必要となります。

3. 住宅用の家屋の取得又は増改築等の要件

建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき、次に掲げる申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、かつ、贈与を受けた年の翌年3月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき次に掲げる証明書等により証明がされたものが必要と成ります。

	申請書等	証明書等	(参考)耐震改修を行うことについての申請先
a	建築物の耐震改修の計画の認定申請書	耐震基準適合証明書	都道府県知事等
b	耐震基準適合証明申請書(仮申請書)	耐震基準適合証明書	建築士 指定確認検査機関 登録住宅性能評価機関 住宅瑕疵担保責任保険法人
c	建設住宅性能評価申請書(仮申請書)	建設住宅性能評価書の写し	登録住宅性能評価機関
d	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類	住宅瑕疵担保責任保険法人



すまい給付金を、マンガでわかりやすく解説！

消費税引上げと経過措置、住宅ローン減税、すまい給付金概要など、住宅の購入を考えるあなたの疑問をマンガで解説。
少しデータが古いですが、仕組みは同じですので参考にして下さい。



すまい給付金制度に関するお問い合わせ先

すまい給付金
準備事務局

ナビダイヤル **0570-064-186** (有料)
※PHS や一部の IP 電話からは 045-330-1904 ※ 9 ~ 17 時、土・日・祝含む
<http://sumai-kyufu.jp>

CHECK! 目次

-  登場人物紹介&プロローグ P.1
-  第1章 「消費税率引上げによって住宅取得にどんな影響があるの？」... P.2
 - 解説① 住宅取得に係る消費税率の引上げと経過措置 P.5
-  第2章 「住宅ローン減税について」 P.6
 - 解説② 住宅ローン減税 P.9
-  第3章 「すまい給付金について」 P.10
 - 解説③ すまい給付金 P.13
-  第4章 「すまい給付金の申請方法」 P.14
 - 解説④ すまい給付金の申請方法 P.15
-  エピローグ P.16
-  Q&A P.18
-  MEMO P.20

登場人物紹介

<家村一家>

現在は賃貸マンションで暮らしている。子供の成長に合わせて住宅の購入を検討し始める。



イムラタクオ 家村宅夫 (35)
住子の夫。長女が来年1年生なので、近々住宅の購入を考えている。



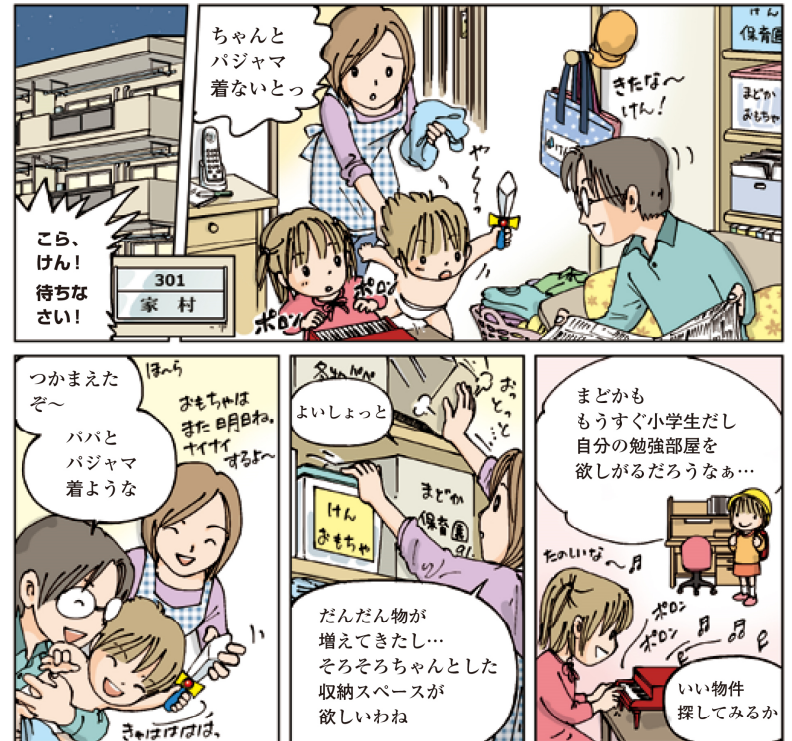
イムラスミコ 家村住子 (31)
宅夫の妻。兼業主婦。家計をしっかり守っている。



イムラマドカ 家村まどか (5)
家村家の長女。幼稚園の年長組。可愛いぬいぐるみとピアノが大好き。

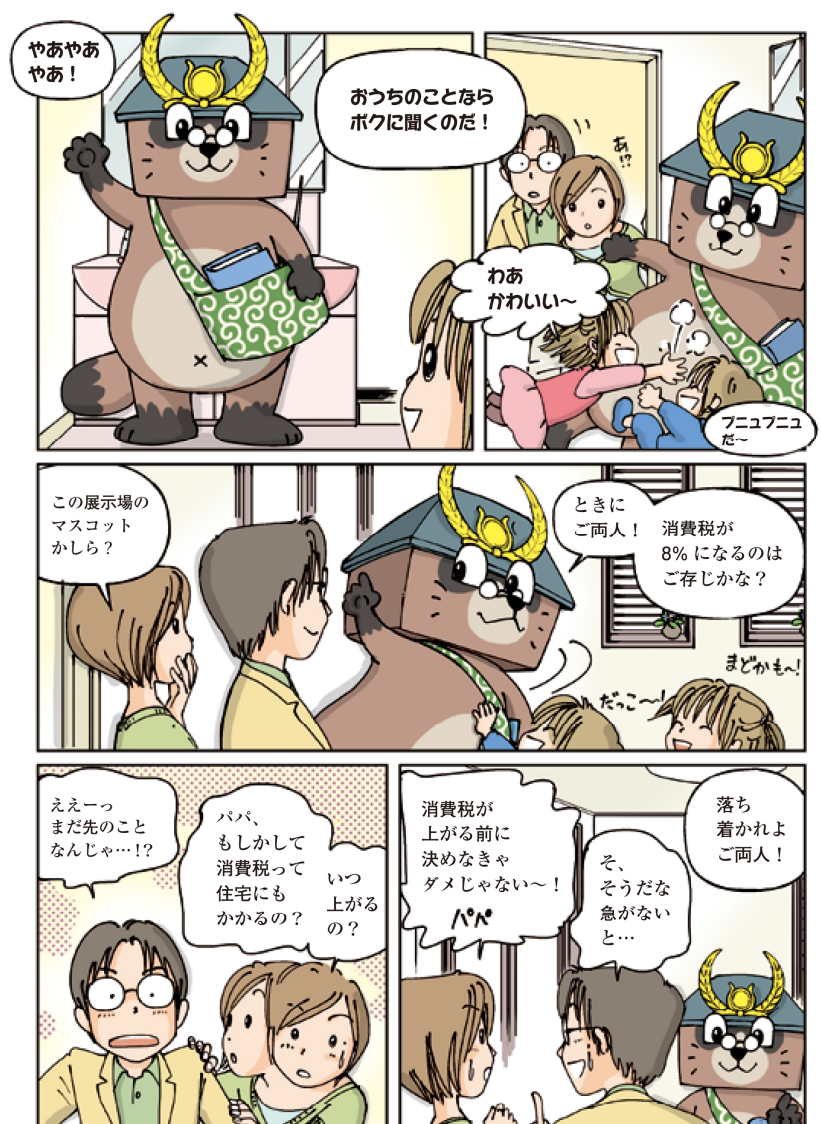


イムラケン 家村けん (3)
家村家の長男。保育園児。姉の真似をしなからついて回るのが大好き。



プロローグ 1

第1章 消費税率引上げによって住宅取得にどんな影響があるの?



消費税はH26年4月1日に8%に上げられ、また、H27年10月1日には10%への上げが予定されているのだ

住宅の消費税も例外なく上がるってこと？

そうなのだ住宅の消費税は引渡し時の税率が適用されるのだ

ということは家の完成が消費税の上った後だったら...

大丈夫なのだ！

住宅には「経過措置」というものが用意されているのだ！

8%への上げの場合半年前の指定日、つまり10月1日の前日までに契約しておく

たとえば4月1日以降の引渡しでも5%のままなのだ！

住宅関連税制とすまい給付金

詳しくは5ページを見るのだ！

解説 ① 住宅取得に係る消費税率の引上げと経過措置

1. 消費税率の引上げ

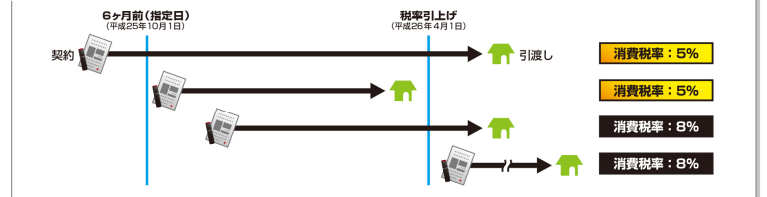
消費税率は現行の5%から8%、10%へ段階的に上げられる予定です。住宅の場合、適用される税率は、引渡しの時期によって判断されます。

- 平成26年4月1日以降の引渡しは8%
- 平成27年10月1日以降の引渡しは10%

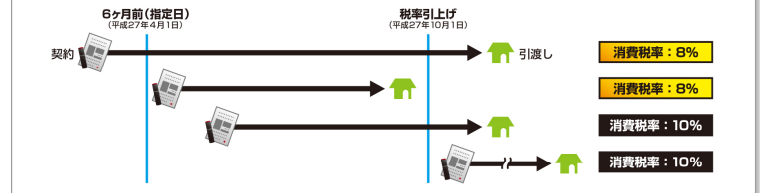
2. 住宅に関する経過措置

住宅は契約から引渡しまで長期間を要する 경우가多く、例えば注文住宅であれば数ヶ月かかるのが通常です。一方で、引渡し時期により消費税率が変わるとなると、安心して契約を締結することができません。そこで、6ヶ月前の指定日より消費税率が変わるとなると、仮に引渡し時が税率引上げ以降になっても、引上げ前の税率を適用することとされています。

● 8%への引上げ時の経過措置



● 10%への引上げ時の経過措置



※ 経過措置は、注文住宅の工事請負契約を対象としていますが、マンション等の売買契約についても、注文者が壁の色またはドアの形状等について特別の注文を付すことができることとなっている場合には、同様の経過措置が適用されます。

※ 平成27年10月1日に予定されている消費税率10%への引上げについては、税制抜本改革法附則第18条に則って、名目及び実質の成長率、物価動向等、種々の経済指標を踏まえ、経済状況等を総合的に勘案して検討することを予定しています。

住宅と消費税の関係について

住宅を取得する際、土地と建物を購入(注文)することになりますが、消費税の適用を受けられるのは建物のみであり、土地は非課税となっています。また、中古住宅の場合、不動産会社が直接売主となる場合は消費税がかかりますが、不動産会社が仲介する場合は、個人が売主の場合は消費税はかかりません。



第2章 住宅ローン減税について

税率が上がる6ヶ月前に契約しないと引上げ後の消費税率になるのか〜

大変だわ！

パパ急がないと！

でも一生に一度の買い物だから慎重に選びたいしな〜

まだ何の準備もしてないもの

いろいろ見てから決めたいわね

今の資金は...

だからにせよ、見に来たんだよ

ご二人 住宅の取得が消費税率引上げ後になっても国が負担軽減のための施策を二つ用意しているから安心なのだ！

え!?

そうなの!?

住宅ローン減税ということは住宅ローンが少なくなるってこと？

国が代わりに払ってくれるってことかしら？

そう急がれるなご二人

まずは一つ目として「住宅ローン減税の拡充」について話すのだ

「住宅ローン減税の拡充」と「すまい給付金」なのだ！

★住宅ローン減税とは

- 住宅ローン残高の1%を10年間所得税や住民税(一部)から引いてくれる制度

消費税の引上げによる負担を軽くするために減税の額が2倍に拡大されるのだ！

もちろん新築だけでなく中古住宅も対象なのだ！

あ

でも所得税とって給料から先に引かれてるけど...

確定申告すれば減税分が戻ってくるのだ

2倍はすごいわね

そうなん？

どうやって戻ってくるの？

確定申告

どれくらい戻ってくるの？

例えばある年のローン残高が3000万円だとすると、その1%の30万円になるのだ

残高	減税率	減税額
3000万円	1%	30万円

10年間

あら、すごい！

けっこう戻ってくるのね

この30万円が10年ってことは全部で300万円も？

住宅ローン残高は毎年減っていくので単純に10倍にはならないのだ

ローン残高

だんだん減る

住宅ローン減税額

ローン残高の1%

こんな感じなのだ！

10年後

X年後

なるほど

でも30万円も戻ってくるならテレビも買い換えたいわね

なるほど

それでも、お家づくりは大事！

ふー！

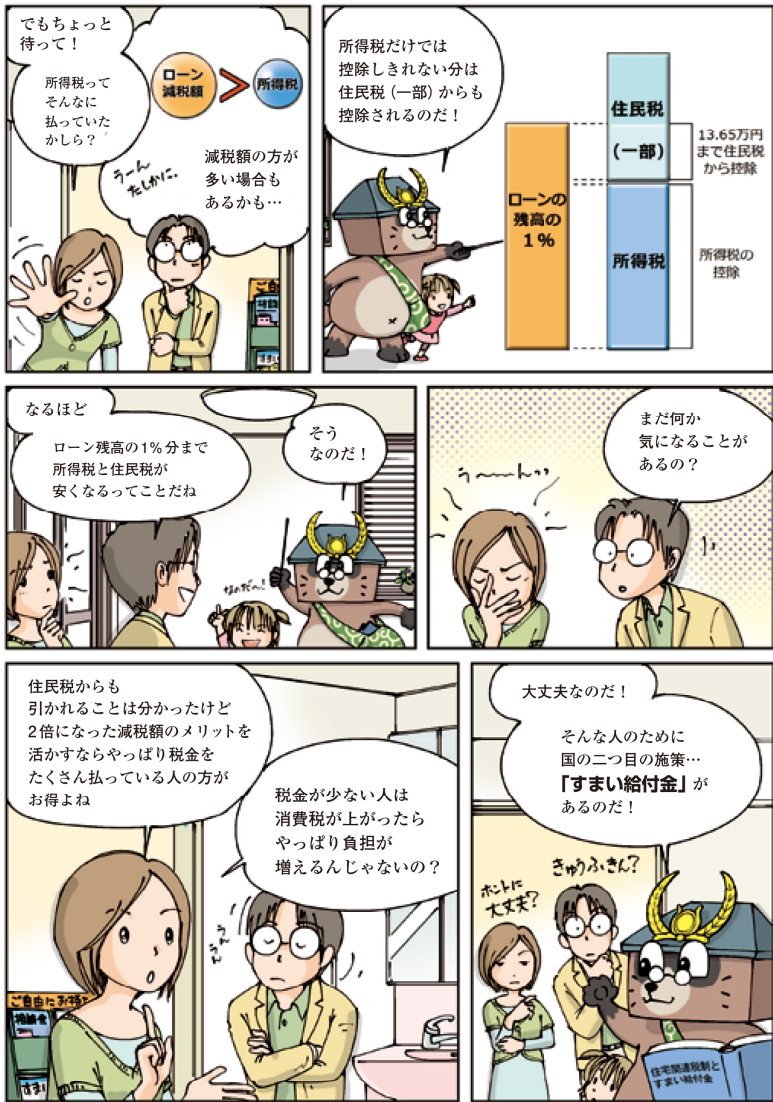
まじか、おさかいぬい！

はーい！

消費税率が増えた分なんだから無駄遣いはしません！

ふー！

ふー！

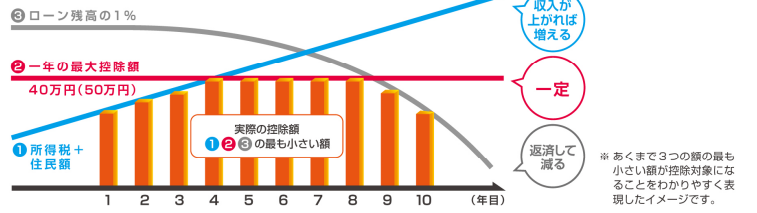


解説② 住宅ローン減税

ポイント

- ・毎年の住宅ローン残高の1%を10年間、所得税から控除
- ・所得税から控除しきれない場合、翌年の住民税からも一部控除
- ・住宅ローンの借入れを行う個人単位で申請
- ・消費税に合わせて大幅に拡充(消費税8%、10%を負担した方を対象)

① 控除額のイメージ



② 消費税率が5%の場合

控除対象借入限度額	控除率	最大控除額
2,000万円 (3,000万円)	1.0%	200万円 (300万円)
	控除期間	10年間

③ 消費税率が8%、または10%の場合

控除対象借入限度額	控除率	最大控除額
4,000万円 (5,000万円)	1.0%	400万円 (500万円)
	控除期間	10年間

④ 主な要件

- ① 自らが居住するための住宅である(引渡しから6ヶ月以内)
- ② 床面積が50㎡以上
- ③ 年収が3,000万円以下
- ④ 住宅ローンの借入期間が10年以上 など

* 詳しくは、国土交通省または国税庁のホームページをご覧ください。

自己資金で購入する場合

住宅ローンを利用せずに自己資金のみで取得する場合、住宅ローン減税は利用できません。そこで、耐震性や省エネルギー性能に優れた住宅の場合には、自己資金のみで取得する場合にも所得税が控除される制度として投資型減税制度があります。この制度についても、消費税率の引上げを踏まえて制度が拡充されています。

<消費税率が5%の場合>

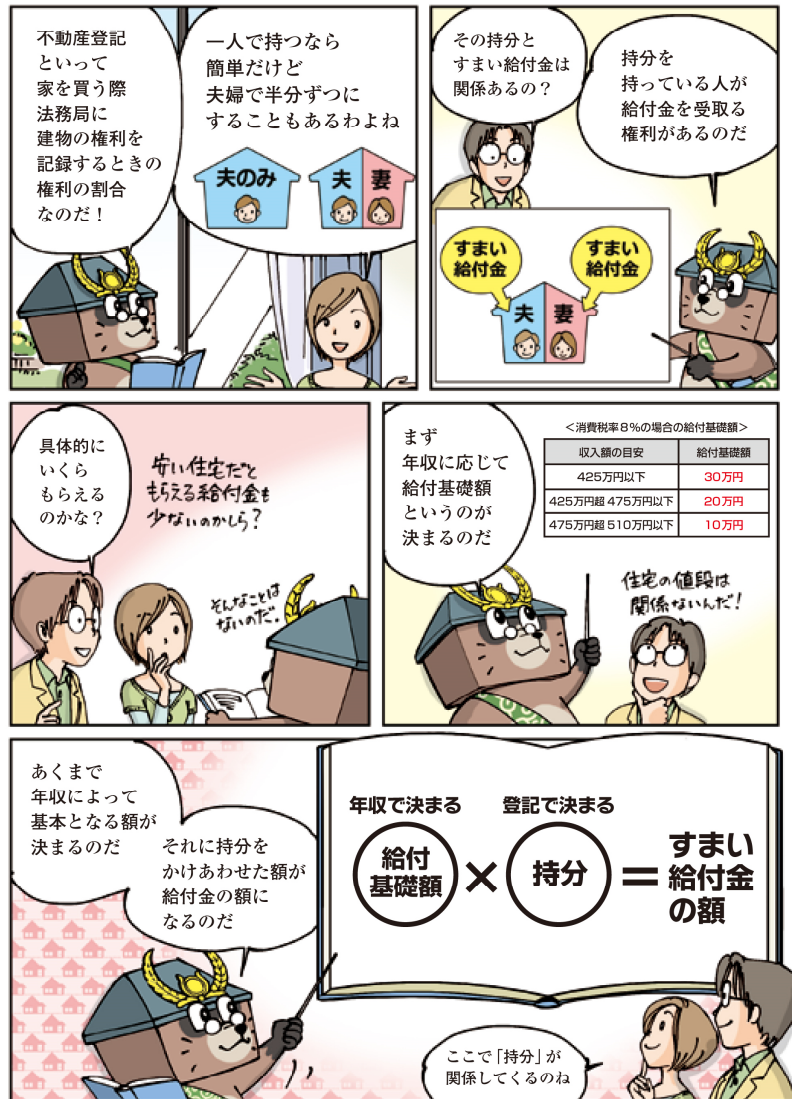
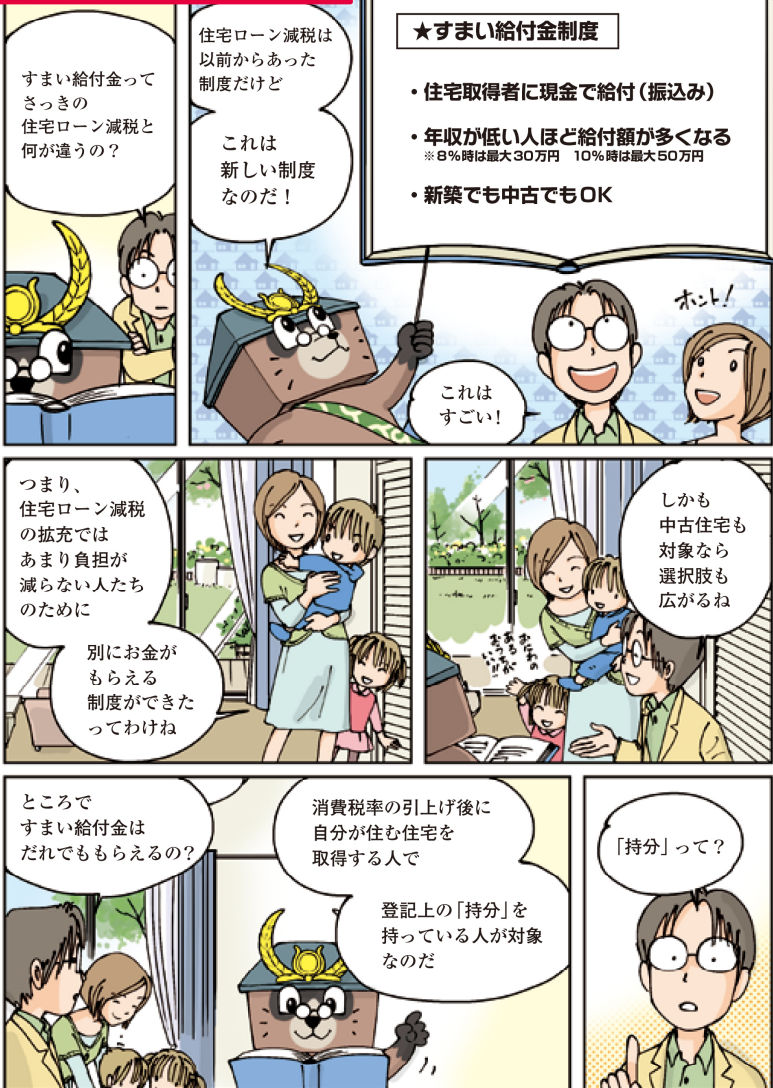
控除対象 ^{※1}	控除率	最大控除額
長期優良住宅	10%	50万円
控除対象限度額 ^{※2}	控除期間	※控除しきれない場合、翌年の所得税から控除
500万円	1年間	

<消費税率が8%、または10%の場合>

控除対象	控除率	最大控除額
長期優良住宅 低炭素住宅	10%	65万円
控除対象限度額 ^{※2}	控除期間	※控除しきれない場合、翌年の所得税から控除
650万円	1年間	

*1:平成26年4月以降に入居する場合は低炭素住宅も対象 *2:性能強化に必要な標準的な掛かり増し費用

第3章 すまい給付金について





解説③ すまい給付金

ポイント

- ・新築住宅だけでなく、中古住宅も対象
- ・申請は、取得住宅を所有している人(持分保有者)単位で
- ・給付額は、収入と取得住宅の持分割合に応じて決定
- ・現金取得の場合も利用可。ただし追加要件に注意

※買取り額など消費税が課税されるものに限ります。

1. 給付額

住宅取得者の取得時に適用される消費税率に応じ設定されています。収入額(都道府県民税の所得割額)によって給付基礎額が決まり、給付基礎額に登記上の持分割合を乗じた額(千円未満切り捨て)が給付されます。

$$\text{給付基礎額} \times \text{持分割合} = \text{給付額}$$

収入額の目安(都道府県民税の所得割額)によって決定

建物の登記事項証明書(権利部)で確認します。

収入の確認方法
市区町村が発行する個人住民税の課税証明書に記載される都道府県民税の所得割額で確認します。
※発行市区町村により、名称が異なる場合があります。

給付基礎額

消費税率8%の場合			消費税率10%の場合		
収入額の目安	都道府県民税の所得割額	給付基礎額	収入額の目安	都道府県民税の所得割額	給付基礎額
425万円以下	6.89万円以下	30万円	450万円以下	7.60万円以下	50万円
425万円超 475万円以下	6.89万円超 8.39万円以下	20万円	450万円超 525万円以下	7.60万円超 9.79万円以下	40万円
475万円超 510万円以下	8.39万円超 9.38万円以下	10万円	525万円超 600万円以下	9.79万円超 11.90万円以下	30万円
			600万円超 675万円以下	11.90万円超 14.06万円以下	20万円
			675万円超 775万円以下	14.06万円超 17.26万円以下	10万円

※神奈川県は他の都道府県と住民税の税率が異なるため、収入額の目安は同じですが都道府県民税の所得割額が上乗せされます。詳しくは、すまい給付金制度のホームページをご覧ください。

※平成27年10月1日に消費税率が10%に引き上げられた場合のすまい給付金については、平成25年6月26日に発行された与党合意を踏まえたとする予定です。

例

住宅取得者	持分割合	居住の有無	給付基礎額
ご主人	50%	有	20万円
奥様	30%	有	30万円
父親	20%	無	30万円

→ ご主人の給付額は、10万円(=20万円×50%)
→ 奥様の給付額は、9万円(=30万円×30%)
→ 父親は、給付なし(居住していないため)

それぞれ申請

2. 対象となる住宅

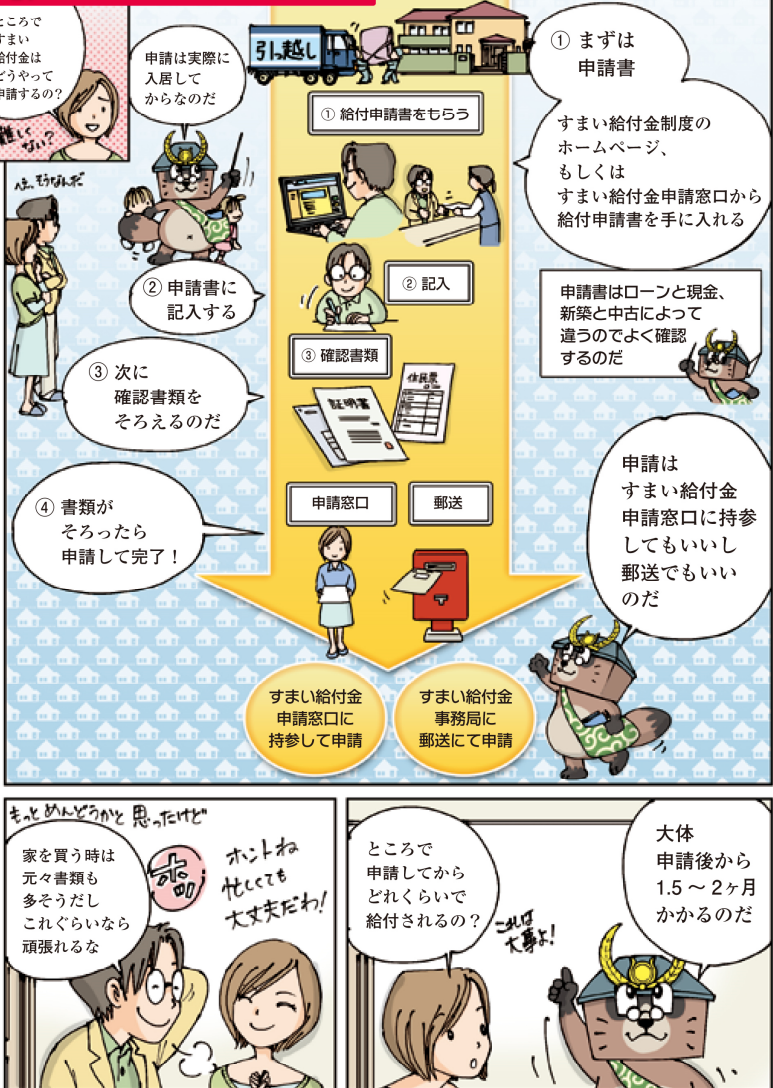
対象となる住宅の要件は、新築住宅と中古住宅で異なります。なお、現金取得の場合は、追加要件を満たす必要があります。

	新築住宅 ^{※1}	中古住宅
住宅ローン利用者の要件	・自らが居住する ・床面積が50㎡以上 ・工事中の検査により品質が確認された次の住宅 ①住宅瑕疵担保責任保険に加入 ②建設住宅性能表示制度を利用	・売主が宅地建物取引業者である ・自らが居住する ・床面積が50㎡以上 ・売買時などの検査により品質が確認された次の住宅 ①既存住宅売買瑕疵保険 ^{※2} に加入 ②既存住宅性能表示制度を利用(建設等級1以上に相当) ③建設10年以上かつ、建設住宅性能表示制度に加入または建設住宅性能表示制度を利用
現金取得者の追加要件	上記の住宅ローン利用者の要件に加えて ・フラット35Sの基準 ^{※3} を満たす ・50歳以上(住宅を引渡された年の12月31日時点の年齢) ・収入額の目安が650万円以下(都道府県民税の所得割額が13.30万円以下)	上記の住宅ローン利用者の要件に加えて ・50歳以上(住宅を引渡された年の12月31日時点の年齢) ・収入額の目安が650万円以下(都道府県民税の所得割額が13.30万円以下)

※1: 新築住宅は、工事が完了後1年以内、かつ居住実績のない住宅 ※2: 新築性(免震住宅)、省エネルギー性、バリアフリー性または耐久性と可能性のいずれかに優れた住宅

※3: 中古住宅の検査と保証がセットになった保険

第4章 すまい給付金の申請方法

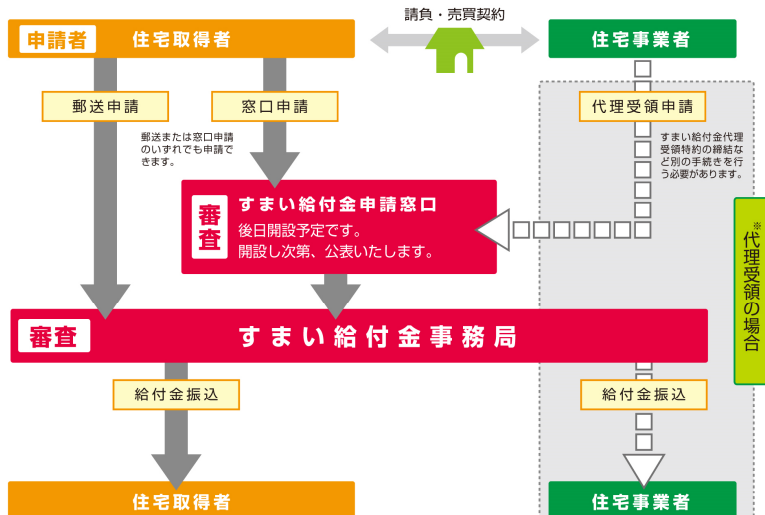


解説④ すまい給付金の申請方法

1. 申請書の入手

- ① インターネットですまい給付金制度のホームページからダウンロードできます。 <http://eumai-kyufu.jp>
- ② 申請窓口ですまい給付金制度のホームページで公表します。

2. 申請から給付までの流れ



※代理受領とは、住宅取得者に代わり住宅事業者が給付金を受取ることです。これにより給付金を住宅代金の一部に充当することが可能になります。

- ① 主な必要書類(発行元)
 - ◆住民票の写し(引越した後の市区町村)
 - ◆個人住民税の課税証明書(引越した前の市区町村)
 - ◆建物の登記事項証明書・謄本(法務局)
 - ◆住宅の不動産売買契約書または工事請負契約書(住宅ローンを利用した場合)
 - ◆金銭消費貸借契約書(他)
- ② 申請手続き
 - ◆本人申請: 住宅取得者本人が申請書を作成します。
 - ◆手続代行: 住宅事業者や親族などが申請の手続きを代行することができます。書類不備などの連絡は手続代行者に行います。(手続代行者が給付金を受取ることはできません)
- ③ 申請方法
 - ◆窓口で申請: すまい給付金申請窓口で書類を持参してください。提出時に書類のチェックを受けることができます。
 - ◆郵送で申請: すまい給付金事務局に書類を郵送してください。



CHECK! Q&A

Q.1 指定日前に契約したけど、途中で契約を変更した場合は消費税率はどうなるの？

指定日後に仕様の変更や追加工事などで工事の内容を変更した場合、変更部分には経過措置は適用されません。このため、引渡し基準日以降となった場合、変更部分は引上げ後の税率が適用されます。

Q.2 どうして収入の把握に都道府県民税の所得割額を使うのですか？

同じ年収でも、扶養家族の有無など、個々の住宅取得者の事情は様々であり、住宅取得に係る負担感は異なります。このため、すまい給付金制度では、諸経費や扶養控除を引いた後の課税所得により給付額を決定することとし、課税所得に応じて全国ほぼ一律で設定され、証明書による把握が可能な都道府県民税の所得割額を用いています。

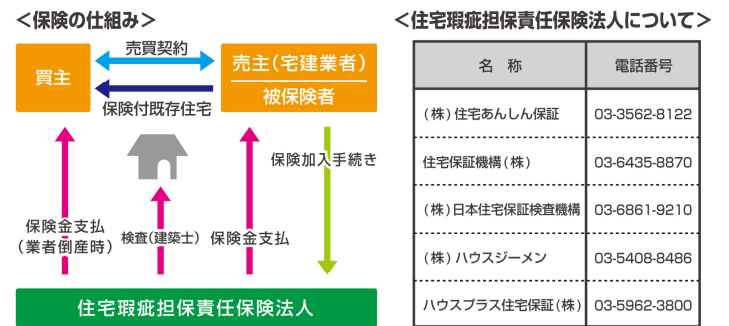
1月1日現在の住居所在	住所
所得金額 (平成〇〇年度分)	所得控除額 (平成〇〇年度分)
給与支払金額 ¥0,000,000	総額 ¥0,000,000
総所得金額 ¥0,000,000	基礎控除 ¥0,000,000
給与所得 ¥0,000,000	基礎控除 ¥0,000,000
	以下余白
課税所得等の内訳	
市民税	所得割額 ¥0,000,000
県民税	所得割額 ¥0,000,000
住民税	所得割額 ¥0,000,000

Q.3 期間中に買い換えた場合、何度でも給付金はもらえますか？

すまい給付金は期間中1回だけ受取ることができます。すまい給付金は、消費税率引上げによる住宅取得者の負担を軽減するための仕組みです。住宅の取得・売却を繰り返すような場合でも、すまい給付金が受けられるのは1回限りです。

Q.4 中古住宅の場合のすまい給付金の要件の既存住宅売買瑕疵保険って何ですか？

中古住宅の検査と保証がセットになった保険です。住宅専門の保険会社(住宅瑕疵担保責任保険法人)が保険を引き受け、万が一購入後に欠陥が見つかった場合、補修費用の8割が売主に支払われます。また、売主の倒産等により補修ができない場合は、購入者に10割が支払われます。



Q.5 給付金を住宅代金にあてることができるのですか？

代理受領という仕組みによりあてることができます。ただし、収入や持分を契約時点で確定するとともに、住宅事業者と特約を締結する必要がある、あらかじめ住宅事業者の了解が必要です。

Q.6 業者とトラブルになったらどうすればいいですか？

業者とのトラブルについては、住まいるダイヤルで相談ができます。また、すまい給付金の要件となっている住宅瑕疵担保責任保険や建設住宅性能表示制度等を利用している場合は全国の弁護士会における紛争処理制度を利用することができます。

住まいるダイヤル 0570-016-100 ※通話料がかかります。PHSや一部のIP電話からは03-3556-5147

耐震基準適合証明書の発行

築 20 年超の物件に住宅ローン減税を利用する為には通常物件の引き渡し前に耐震基準適合証明書を取得して頂く必要があります。

又耐震診断の検査によって不具合や耐震基準に適合していない場合は補強計画をして耐震改修工事する必要があります。

特に引渡し前の耐震改修工事は売主の協力が必要と成ります。

住宅ローン減税用

別表 証明書の発行依頼者(売主)の住所と氏名について、作成する日の現状により記載してください。

耐震基準適合証明書

証明申請者	住所	東京都千代田区〇〇〇
	氏名	リフォーム 太郎
家屋番号及び所在地	東京都千代田区〇〇〇	
家屋調査日	平成〇年〇月〇日	
適合する耐震基準	1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 ② 地震に対する安全性に係る基準	

家屋番号と所在地は調査を行った住宅の建物登記簿に記載されたものとなります。

1. 建築基準法施行令の耐震基準に適合するもの
2. 建築物の耐震改修の促進に関する法律の耐震基準に適合するもの
のいずれか適合する番号に○を記載してください。

上記の家屋が租税特別措置法施行令
(イ) 第23条第5項
(ロ) 第24条の2第3項第1号
(ハ) 第26条第2項
(ニ) 第40条の4の2第2項
(ホ) 第40条の5第2項
に定める地震に対する安全性に係る基準に適合することを証明します。

活用する税の制度の番号に○を記載してください。
(イ) 空き家譲渡所得の特別控除
(ロ) 買換時の長期譲渡所得課税
(ハ) 住宅ローン減税
(ニ) 贈与税暦年課税
(ホ) 贈与税相続時精算課税

証明年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

証明を行った方の情報を記載してください。(以下の1~4のいずれかの選択制)

1. 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

押印は認印でも構いません。

証明を行った建築士	氏名	増改築 一郎	印
	住所	東京都千代田区△△△	
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	一級建築士	登録番号 △△-〇〇〇
			登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名称	株式会社増改築一郎建築士事務所	
	所在地	東京都千代田区□□□	
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	一級建築士事務所	
	登録年月日及び登録番号	△△-××××	

引渡し前の耐震改修工事を売主から協力して頂けない場合は、

耐震基準適合証明書の仮申請書

が必要と成ります。(手順についてはご相談下さい)

別表1

耐震基準適合証明申請書
仮申請書

申請者 (家屋取得 予定者)	住所 氏名	東京都千代田区〇〇〇 リフォーム 太郎	印
家屋取得日(予定日)	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
取得(予定)の 家屋番号及び所在地	東京都千代田区〇〇〇		
耐震改修工事開始予定 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		

押印は認印でも構いません。

家屋番号と所在地は調査を行った住宅の建物登記簿に記載されたものとなります。

上記の家屋について、租税特別措置法第四十一条第二十四項の規定の適用を受けようとする場合には居住の用に供する日までに、同法第七十条の二第七項又は第七十条の三第七項の規定の適用を受けようとする場合には取得期限までに、これらの規定に規定する耐震改修を行い、当該耐震改修後、当該家屋が耐震基準に適合する旨の証明を受けることを申請(当該家屋の取得の日までに申請が困難な場合には仮申請。以下同じ。)します。

申請年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

※当該家屋の取得の日までに申請が困難な場合には、以下の欄に記載

正式な申請が困難な理由(※以下の項目にチェックを記載)

耐震改修工事を行う事業者が確定していないため
耐震改修工事の設計が確定していないため
その他の事由の場合、以下の空欄に記載

証明を行った方の情報を記載してください。(以下の1~4のいずれかの選択制)

※受付欄

1. 申請を受けた者が建築士事務所に属する建築士の場合

申請を受けた建 築士	氏名	増改築 一郎	印
	住所	東京都千代田区△△△	
	一級建築士、二 級建築士又は木 造建築士の別	一般建築士	登録番号 △△-□□□
			登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)
申請を受けた建 築士の属する建 築士事務所	名称	株式会社増改築一郎建築士事務所	
	所在地	東京都千代田区□□□	
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造 建築士事務所の別	一般建築士事務所	
	登録年月日及び登録番号	△△-XXXX	
申請受理日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		

既存住宅売買瑕疵保険とは

既存住宅かし保険

この保険は、中古住宅売買に際して、保険対象部分の隠れた瑕疵により生じた損害を補償する保険です。
JIOに登録された宅建業者または検査事業者よりお申込みいただけます。



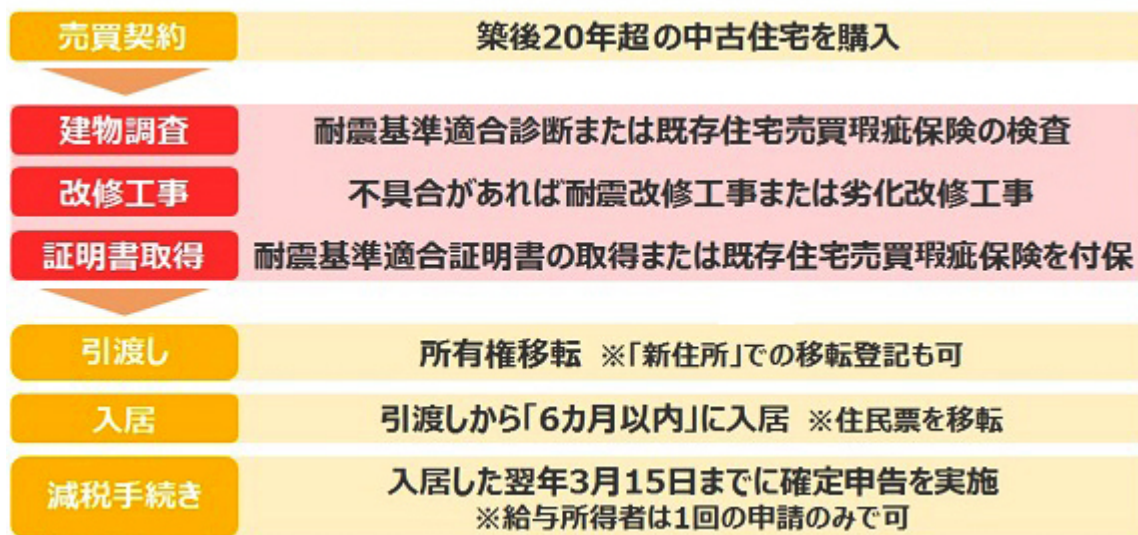
売主が宅建業者の場合	売主が宅建業者以外の場合	
<p>JIO既存住宅かし保険</p> <p>(宅建業者用)</p> <p>JIO既存住宅を売主として販売する事業者が被保険者となる保険です。</p>	<p>JIO既存住宅かし保証保険</p> <p>(個人間用・仲介事業者コース)</p> <p>宅建業者以外の方が売主となる既存住宅の売買に際して、仲介し買主の損害に対して保証責任を履行する仲介事業者が被保険者となる保険です。</p>	<p>JIO既存住宅かし保証保険</p> <p>(個人間用・検査事業者コース)</p> <p>宅建業者以外の方が売主となる既存住宅の売買に際して、検査し買主に対して保証を行う検査事業者が被保険者となる保険です。</p>
<p>JIO中古マンション戸単位売買かし保険</p> <p>(宅建業者用)</p> <p>中古マンションなど、既存の共同住宅の1戸単位での売買に際して、売主として販売する事業者が被保険者となる保険です。</p>	<p>JIO中古マンション戸単位売買かし保証保険</p> <p>(個人間用・仲介事業者コース)</p> <p>宅建業者以外の方が売主となる中古マンションなど、既存の共同住宅の1戸単位の売買に際して、仲介し買主の損害に対して保証責任を履行する仲介事業者が被保険者となる保険です。</p>	<p>JIO中古マンション戸単位売買かし保証保険</p> <p>(個人間用・検査事業者コース)</p> <p>宅建業者以外の方が売主となる中古マンションなど、既存の共同住宅の1戸単位の売買に際して、検査し買主に保証を行う検査事業者が被保険者となる保険です。</p>
		<p>JIO既存住宅かし保証保険</p> <p>(個人間用・検査事業者コース)</p> <p>引渡後リフォーム工事タイプ</p> <p>宅建業者以外の方が売主となる既存住宅の売買に際して、検査および引渡後のリフォーム工事をし買主に対して保証を行う事業者が被保険者となる保険です。</p> <p>※この保険をお申し込みいただくためには、検査事業者登録およびリフォーム事業者登録の両方の登録が必要です。</p>



瑕疵保険は物件の引き渡し前に検査が必要です。

売主に依頼して物件の引き渡しを受ける前に、既存住宅売買瑕疵保険に加入してもらいます。

ただし、耐震診断や瑕疵保険加入前の検査によって不具合がみつければその箇所を耐震改修工事または劣化改修工事が必要になります。



※特に注意しなければいけないのは実際に入居出来るまで住民票の移転をしてはいけません。

アンケート募集

アンケートフォーム

このサイトでは、広く皆様からアンケートを募集しています。

過去に中古住宅を購入した経験談、リフォーム等の経験談、耐震について思う事等なんでもアンケートフォームに書いて送信して下さい。

毎月抽選で10名様にQUOカード(1000円分)をお送り致します。

フレンド会員募集(会費無料・全国で募集)

入会申込フォーム

仕事を紹介して頂ける不動産業者様・・・紹介料として10%お支払致します。

仕事を受けて頂ける耐震事業者様、設計事務所様、リフォーム業者様・・・当社報酬規程によりお支払い致します。

ご希望が御座いましたら耐震プロステッカーをお送り致します。



入会金8万円。年会費は2万円。(将来サイト内で出店が可能です)

まず耐震診断とはどういうものか、理解して頂く為に学習して頂きます。学習して頂く為の資料等は当社より提供致します。

そして耐震診断の知識と技術を習得されましたら、その能力に応じて仕事を紹介致します。

合わせてドローン運用の指導も行います。

ドローンの規制については、国交省のホームページを参照して下さい。

当社が推奨する機種の場合は、航空法規規制対象外ですので、国交省への届け出や報告書は不要です。

習得しましたら、とりあえずドローンによる屋根診断の事業店として出店出来ます。当社の認定店としてサイト内にコーナ

ーを作り広告致します。ドローンによる通常屋根診断は、15000円/1hです。当社よりお願いした場合は、1000

0円/1hと成ります。又営業用のパンフレットデータを送りますので、プリントアウトして活用して下さい。

独自の営業で得た仕事の料金15000円は全て会員の収入と成ります。

ただし報告書とお客様にお渡しする屋根診断のデータを収めたDVDは同じ物を当社にも送って頂きます。

送って頂いたデータは、実績としてサイトにて公開致します。

もっと耐震診断について知りたい方は、下記耐震関連事業者様紹介サイトをご覧ください。



<https://taishin.pro/>

フォーム見本

(リンクページ)

お問い合わせ

フリガナ	<input type="text"/>
会社名	<input type="text"/>
フリガナ	<input type="text"/>
お名前	<input type="text"/>
電話番号	<input type="text"/>
E-mail	<input type="text"/>
郵便番号	〒 <input type="text"/>
ご住所	<input type="text"/> (都道府県スクロール)
	<input type="text"/>
	<input type="text"/>
お問い合わせ内容	
<input type="text"/>	

確認

送信

郵便番号入力で住所に反映されるとベスト

(リンクページ)

入会申込フォーム

フリガナ	<input type="text"/>
会社名	<input type="text"/>
フリガナ	<input type="text"/>
お名前	<input type="text"/>
ホームページ	<input type="text"/>
電話番号	<input type="text"/>
E-mail	<input type="text"/>
郵便番号	〒 <input type="text"/>
ご住所	<input type="text"/> (都道府県スクロール)
	<input type="text"/>
	<input type="text"/>
ご希望の内容 (仕事の紹介又は仕事を受ける)	
<input type="text"/>	

確認

送信

郵便番号入力で住所に反映されるとベスト

(リンクページ)

掲載希望

フリガナ	<input type="text"/>
会社名	<input type="text"/>
フリガナ	<input type="text"/>
ご担当者名	<input type="text"/>
ホームページ	<input type="text"/>
電話番号	<input type="text"/>
E-mail	<input type="text"/>
郵便番号	〒 <input type="text"/>
ご住所	<input type="text"/> (都道府県スクロール)
	<input type="text"/>
	<input type="text"/>
お問い合わせ等御座いましたらご記入下さい。	
<input type="text"/>	

確認

送信

郵便番号入力で住所に反映されるとベスト

パートナー会員入力フォーム

見本1

入会手続き

1. 会員規約への同意

2. 会員情報入力

3. 完了

1. 会員規約への同意

「ジャパンナレッジ」へのお申し込みには、下記の会員規約への同意が必要です。
規約をご確認・ご承諾のうえ、画面下の「同意する」をクリックして、次の画面へお進みください。

パートナー会員規約

本会員規約（本会員規約に付随する規程も含む）は、株式会社ネットアドバンス（以下「当社」という）のジャパンナレッジが運営・提供するサービス（以下「本サービス」という）をご利用いただく際の条件を規定するものです。この会員規約は、本サービスの利用者（以下「会員」という）すべてに適用され、会員はこの会員規約の内容に同意なく本サービスを利用することはできません。

第1条（会員登録・変更・抹消）

1. 会員は、所定の手続に従って会員登録を行い、その完了後当社が会員登録を承認した場合に発行される会員IDおよびパスワードを利用、もしくは当社が正規に提携している他社サイトから本サービスを利用することができます。

同意しない

同意する

別途作成のパートナー会員規約を入れる

パートナー会員規約

本会員規約は、株式会社耐震プロが運営・提供するサービスをご利用いただく為の条件を規定するものです。この会員規約は、本サービスの会員すべてに適用され、会員はこの会員規約の内容に同意なく本サービスを利用することはできません。

第1条(会員登録・変更・抹消)

1. 会員は、所定の手続に従って会員登録を行い、その完了後当社が会員登録証を発行致します
2. 会員は、氏名、住所、メールアドレス等、必須の登録事項について真実のものを記入しなければなりません。以下の場合には、会員登録を拒否し、会員登録承認後であっても会員登録を抹消することがあります。
 - (1) 会員に郵送する案内その他が該当者無しなどの理由で返送された場合
 - (2) 会員登録の際に虚偽の入力、誤記、記入漏れがあった場合
 - (3) 当社が会員登録をする事が不適切であると判断した場合
3. 会員は、住所その他の登録事項に変更があった場合には、すみやかに当社にこれを届け出るものとします。会員が、登録事項の変更を怠った場合、当社は会員登録を抹消することができます。
4. 会員登録の際の登録事項の入力不備や登録事項の変更の届出がなかった場合、本サービスその他の当社が提供するサービスを受けられない場合があります。これにより会員が損害を被った場合でも、当社は一切責任を負いません
5. また、いかなる場合でも入会金及び年会費の返金は出来ません。

第2条(パートナー会員に関する保証)

1. 当社より提供される資料やデータの正確性、最新性、適合性、信頼性等について一切保証しません。
2. 会員が提供される資料を利用したことにより生じた損害または提供される資料を利用できなかったことにより生じた損害について、当社は一切責任を負いません。
3. 会員の進捗状況や能力は当社独自に判断します。また地域によっては仕事が少ない場合が有ります。従いましてすべての会員に仕事の紹介を保証するものでは有りません。

第3条(パートナー会員の変更・中断・終了)

1. 当社は、会員への予告を行うことなく、本サービスの内容を随時追加、改廃その他の方法で変更することができます。
2. 当社は、本サービスの不測の事態その他の理由により、会員への予告なく、本サービスの提供を一時的に中断することができます。
3. 本サービスの変更・中断・終了により会員に生じた損害につき、当社は一切責任を負いません。

第4条(個人情報)

1. 当社は、以下の場合を除き、会員の個人情報を、本サービスの提供以外の目的に使用せず、また、第三者に開示・提供しないものとします。
 - (1) 当社の業務の広告宣伝、アンケート調査、本サービスに関連するサービスの提供のため、電子メール、郵便物等を送付する場合
 - (2) 当該個人を特定できない方法にて開示・提供する場合
 - (3) 法令その他公的機関の処分に基づき開示・提供が必要となる場合または法令により開示・提供が認められる場合
 - (4) 当該個人との紛争解決のため必要な場合
 - (5) 当該個人の事前の承諾を得た場合

第5条(本会員規約の変更)

1. 当社は、会員に対する予告を行うことなく、本会員規約及び別途定める登録料を変更することができます。
2. 前項の変更は、別途当社が定める場合を除き、本サービスを提供するホームページに掲載された時点から効力を生じ、以後変更後の会員規約が適用されます。
3. 本会員規約の変更が効力を生じた後に、会員が本サービスを利用したときには、会員は変更後の会員規約を承諾したものとみなします。

第6条(その他)

1. 会員は、当社の事前の書面による承諾なく、本会員規約に基づく権利もしくは義務または契約上の地位を第三者に譲渡してはなりません。
2. 本会員規約の成立、効力および解釈については、日本法を準拠法とします。
3. 本会員規約に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本会員規約は、2019年12月1日から実施します。

同意する

見本 2

入会手続き

1. 会員規約への同意

2. 会員情報入力

3. 完了

2. 会員情報入力

以下の欄にご記入のうえ、画面下の【次へ】ボタンをクリックしてください。

氏名（漢字）	必須	姓	名	（全角）
氏名（ローマ字）	必須	姓	名	（半角英数）
メールアドレス	必須	例：example@example.com		（半角英数）
		確認用再入力		（半角英数）
居住地	必須	<input checked="" type="radio"/> 日本 <input type="radio"/> 海外		
住所	必須	例：162-0814	住所の自動入力	
		都道府県を選択 ▼	市区町村（例：千代田区神保町2-30）	
電話番号	必須	例：03-1111-2222		（半角数字）
性別	必須	<input checked="" type="radio"/> 男性 <input type="radio"/> 女性		
生年月日	必須	--- ▼ 年	-- ▼ 月	-- ▼ 日
業種		選択してください ▼		
職業		選択してください ▼		

(リンクページ)

ごあいさつ

当サイトをご覧頂きまして厚くお礼申し上げます。

本サイトの称号である「耐震プロ」は、私ども耐震事業者だけではございません。

あらゆる方面で耐震に関わる仕事をされている全ての方々の称号です。

これから様々な分野で活躍されている耐震のプロと言われる事業者様をこのサイトで紹介して行く予定でございます。

このサイトを立ち上げる目的は唯一耐震診断を普及させる事です。

私どもが日頃感じている事は、中古住宅を購入するお客様の殆どが、住宅ローン減税等が可能である事をご存知ありません。そして担当する仲介業者様もよくご理解されていないと言う事です。

この世の中には知って得する事や知らなくて損をする事が多々有ります。

耐震基準適合証明書はまさにそれだと思います。

売主が業者の場合、住宅ローン減税だけでも13年間で最大456万円が購入者に還元されます。

どうにかしてこの住宅政策を周知させて行きたいと考えて居ります。

「耐震プロ」と言うサイトを耐震関連の多くの事業者様にご利用して頂き、耐震診断が一般の方々にも普及して行く様に微力ではございますが、お手伝いをさせて頂ければ幸いですと考えて居ります。

スタッフ一同さらなる精励を期して社業発展と皆様方のご要望に誠心誠意お応えできるよう努力致してまいる所存でございます。何卒ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。

株式会社耐震プロ